

**那覇空港地上業務省人化等支援事業補助金
応募要領**

令和6年1月

沖縄県企画部交通政策課

那覇空港地上業務省人化等支援事業補助金 応募要領

1 事業の目的

物価高騰等の影響を受けた空港関連事業者に対し、地上支援業務等の省人化・省力化を支援するとともに、空港利用者の公共交通利用を促進や空港の混雑解消を図るため、予算の範囲内で那覇空港地上業務省人化等支援事業補助金を交付する。

2 補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下の（１）～（３）に該当する者とします。

- (1) 那覇空港においてグランドハンドリング業務を行うもの
- (2) 那覇空港において空港を管理する事業を行うものとして指定されているもの
- (3) その他沖縄県知事（以下「知事」という。）が必要と認めるもの

3 補助対象経費

- (1) グランドハンドリング業務の省人化・省力化に資する設備等の導入に要する経費及びその導入に際して必要となる関連経費
- (2) 空港内セキュリティシステムの設備等の導入に要する経費及びその導入に際して必要となる関連経費
- (3) 那覇空港の公共交通利用促進や混雑解消に係る設備等の導入に要する経費及びその導入に際して必要となる関連経費

4 補助率

「3 補助対象経費」のうち、

- (1)については、補助対象経費の1／4以内となります。
- (2)及び(3)については、補助対象経費の3／4以内となります。

5 補助対象事業実施

補助対象事業実施期間

令和5年12月28日以降の交付決定日～令和7年2月

6 応募手続きの概要等

(1) 応募期限

予算額が上限となり次第終了

※交付決定については、先着順及び予算の範囲内での交付となるため、留意すること。

(2) 提出先・お問い合わせ先

沖縄県企画部交通政策課交通企画班 金城

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話番号：098-866-2045、FAX:098-866-2448

メールアドレス：kinjoym@pref.okinawa.lg.jp

(3) 提出方法

申請書一式を上記問い合わせ先までメールにて送付すること。

※申請の際には、事前に内容について確認をメール等で行うこと。

(4) 提出書類

補助金交付要綱の申請様式一式を提出ください。

(1) 事業計画書

(2) 積算内訳書

(3) その他知事が必要と認める書類（金額がわかる見積等）

(5) その他

・申請にあたっては、事前に補助金要綱の内容を必ず確認ください。

・応募に係る費用については、申請者の負担といたします。

・本補助金の交付は、先着順並びに予算の範囲内といたします。そのため、補助金の予算残が無くなった場合は、終了いたします。

7 交付決定

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・ 交付決定通知日以降から補助対象事業開始となります。
- ・ 補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額※を減額して記載するものとします。
- ・ なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

8 補助金の交付

補助対象者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 20 日を経過した日又は令和 7 年 2 月 20 日までのいずれか早い日までに実績報告書を沖縄県知事に提出しなければなりません。

完了実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

9 交付決定の取り消し等

申請にあたっては、認識誤り等が無いよう事前に補助金要綱の内容を必ず確

認ください。

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

10 その他

- (1) 補助対象者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、沖縄県知事が補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 取得した個人情報については、本事業の利用目的以外に利用することはありません。
- (4) その他、事業の実施に関しては、補助金交付要綱に基づきます。

11 申請から支払いまでの大まかな流れ

- | | |
|------------|---------|
| ①交付申請 | 【事業者→県】 |
| ②交付決定 | 【県→事業者】 |
| ③契約～納品 | 【事業者】 |
| ④実績報告 | 【事業者→県】 |
| ⑤検査・交付額の確定 | 【県→事業者】 |
| ⑥請求者 | 【事業者→県】 |
| ⑦支払い | 【県→事業者】 |